

沼津市災害時要援護者避難支援計画(案)に関する意見募集の結果について(意見の内容と市の考え方)

番号	意見の内容	修正箇所	意見に対する考え方
1	第1章4 計画の対象者について 路上生活者は計画対象外なのか？	なし	本計画は、地域に居住する、災害時の避難行動に周囲の支援を必要とする方を対象とし、地域における防災活動の推進についてまとめております。 路上生活者に対しては、災害時の支援対象としては位置づけておりませんが、日頃から自立を支援してまいります。
2	第3章2 (4) コミュニティ活動への参加について HUG(避難所運営ゲーム)実施を通じて、支援者と要援護者の立場を体験し、計画に対する理解を深める場を設けては？	あり	(14ページ)要援護者の避難支援への理解促進のため、第3章3(2)防災訓練等の取り組みの例として「図上訓練(HUG:避難所運営ゲーム)」を追加します。
3	第3章3 (5) 避難支援者の育成等について 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策として、女性役員の登用及び比率向上に触れていないが？	あり	(15ページ)人材の確保にあたり女性の登用を推進するため、当該項目の後段を下記のとおり改めます。 「また、避難支援や救助活動、避難所で協力してもらえるボランティア等の人材の発掘や育成に努め、支援者の裾野を広げるとともに、女性の登用を進め、要援護者や女性、子ども等の安全やプライバシーの確保、需要の把握などに努め、地域の防災力を向上させる。」
4	参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項について 医薬品、特別用途食品等の調達方法について、ドラッグストアとの提携は結ばれているのか？	なし	市は災害に備え、ドラッグストアを含め多くの企業や団体等と、物資調達などの協定を締結しております。 しかし要援護者は、市販薬品では対応できない、特有の医薬品を服用する方も多いため、要援護者自身が医療機関との連携を深め、災害時にも服薬を継続するよう努めていただきたいと考えております。
5	参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項について 医薬品の使用に関する助言のために市職員に薬剤師や防災士などの有資格者採用及び登用はできているのか？安否不明による支援が困難な場合、市の対応は？	なし	市は必要な部署に専門性の高い有資格者を配属しております。 しかし災害発生時には、行政等の支援が行き届かず、となり近所の助け合いが重要となることから、要援護者も自身の状態や必要な医薬品などを判りやすく周囲に伝えるため、「緊急連絡カード」などの準備をしていただきたいと考えております。
6	参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項(視覚に障害のある人)について 盲導犬の休息場所の確認手段と仮設トイレ及び排泄行為対策等生活環境と公衆衛生面に関する具体案が示されていない。	あり	(30ページ)参考資料1の共通事項の避難生活における留意点に、「避難所で盲導犬などの補助犬を受け入れるよう配慮する。」を追加します。 盲導犬を含めた補助犬は、避難所で一緒に生活出来るように、また、避難所における生活環境や公衆衛生に関しましても避難所運営者に配慮をお願いしますが、各避難所毎に状況が異なる為、個別に調整を図ってまいります。

7	参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項(聴覚に障害のある人)について 会話カードを作成するにあたっては、当事者を含む聴覚障害関係団体との連絡会議で検討されることを望む。ろうあ者の意見は積極的に取り入れてほしい。	なし	災害への備えの具体的な取り組みは、各関係団体と連携して進めてまいります。
8	参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項(外国人)について 市独自の計画であればこそ、より具体的に記載し、抽象的表記(語学ボランティア等)は削除し、多文化共生ボランティア制度が導入されている市の取り組みを周知すべき。	あり	(41ページ)当該項目は、誰でも分かるように「語学ボランティア等」という表現を採用しております。 多文化共生については、次行にその主旨を盛り込み、避難所における配慮をお願いしてまいります。
9	参考資料3 災害や地域特性に応じた避難誘導時の留意点について 中段説明文について、被災リスクの把握が避難支援の第一歩。と示されている。広報の特集記事による啓発やワークショップの開催を通して、リスクがわかりやすく示されることが望ましい。 関係部課との共催による研修や啓発行事の開催を望む。	なし	災害対応の研修や広報などの啓発事業につきましては、今後も関係各課と連携し、継続して取り組んでまいります。
10	参考資料3 災害や地域特性に応じた避難誘導時の留意点(孤立化想定地域)について 孤立用防災倉庫の設置個所及び周辺の安全は担保されているのか？定期的に点検しているとの回答が市議会でも示されている。点検回数と記録公表の義務化を盛り込むべき。	なし	当該項目は、孤立化が想定される地域においては、個人や地域による物資の備蓄がより重要となることについて記載しております。 孤立用防災倉庫に関しましては、要援護者に限定せず地域全体の防災の取り組みとして取り扱うため、本計画では触れておりません。
11	参考資料4 福祉避難所協定済み施設一覧について 施設一覧について、FAX番号が表記されていない。協定済み福祉避難所の周辺に住んでいる聴覚障害者の問い合わせ手段を減らしている。	あり	(45ページ)表にFax番号を追記します。 なお、福祉避難所の開設は、市が施設の被災状況等を確認後に依頼しますが、その連絡調整は電話や行政無線などを活用します。 福祉避難所の適切な管理・運営のため、個人から直接施設へ連絡することは控えていただきますようお願いいたします。
12	参考資料4 福祉避難所協定済み施設一覧について 協定未締結について、児童養護施設との協定締結の働きかけは？	なし	児童養護施設に確認したところ、施設規模から利用者及び職員以外の収容は困難との回答を頂いております。 現在、福祉避難所は、物理的な受入れ及び、施設職員による専門的な対応が可能な、比較的規模の大きい施設と協定を締結しています。 なお、新たな福祉避難所の指定については、今後も検討してまいります。